

定 款

平成 18 年 1 月 4 日改訂
平成 18 年 9 月 28 日改訂
平成 20 年 9 月 29 日改訂
平成 21 年 9 月 29 日改訂
平成 22 年 9 月 29 日改訂
平成 23 年 9 月 29 日改訂
平成 24 年 9 月 27 日改訂
平成 26 年 9 月 29 日改訂
平成 27 年 9 月 29 日改訂
平成 29 年 9 月 28 日改訂
令和 1 年 9 月 26 日改訂
令和 2 年 9 月 29 日改訂
令和 3 年 9 月 29 日改訂

サイタホールディングス株式会社

サイタホールディングス株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社はサイタホールディングス株式会社と称し、英文では SAITA CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む）の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 土木工事業
2. ほ装工事業
3. 建築工事業
4. とび・土工工事業
5. 石工事業
6. 管工事業
7. 水道施設工事業
8. 鋼構造物工事業
9. 造園工事業
10. 電気通信工事業
11. しゅんせつ工事業
12. 塗装工事業
13. 機械器具設置工事業
14. 消防施設工事業
15. 防水工事業
16. 解体工事業
17. 碎石・碎砂の製造、販売業
18. 産業廃棄物中間処理業（再生骨材の製造、販売業）
19. バイオ技術利用事業
20. 工場排水管理及び施設設置事業
21. 上下水道の管理に係る事業
22. 木材の販売業
23. 石油製品類の販売業
24. 再生可能エネルギー利用事業
25. 不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理並びに土地造成業
26. 酒類・発酵食品の製造、販売業
27. 食料品・酒類の輸出入、販売業
28. 食料品・酒類製造に関する設備、材料等輸出入、販売業

29. 雑貨品の輸出入、販売業
30. 飼料・肥料の輸入販売業
31. 警備業
32. 損害保険代理業
33. 人材派遣業
34. 特定技能外国人支援事業
35. 特定技能外国人に係る職業紹介事業
36. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を福岡県朝倉市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,124,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける

権利

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当会社は、毎年6月30日の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、定期株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集)

第13条 当会社の定期株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 . 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 . 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

2 . 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選 任)

第19条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 . 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

3 . 当会社は、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の取締役を選任することができる。

(任 期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 . 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 . 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 . 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 . 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選

定することができる。

(招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、前条の規程にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役会に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上で

あらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。

(決議の方法)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当)

第35条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第36条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息を付けないものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 6 6 期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。

令和3年9月29日

サイタホールディングス株式会社
代表取締役社長 才田善之